



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年8月15日（金） 第10323号

目次

	ページ
告 示	
○土壌汚染対策法による区域の指定（環境保全課）	2
○同	2
○同	2
公 告	
○開発工事の完了（建築課）	3

■ 告 示

◎群馬県告示第182号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

令和7年8月15日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 指定する区域 渋川市石原字田中442番1の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類
 - (1) 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
 - (2) 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

◎群馬県告示第183号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

令和7年8月15日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 指定する区域 渋川市石原字田中442番1の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類
 - (1) 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物
 - (2) 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称 鉛及びその化合物

◎群馬県告示第184号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

令和7年8月15日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 指定する区域 佐波郡玉村町大字箱石430番の一部、431番1の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物

■ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和7年8月15日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡明和町新里7-1、7-3、8-1、9、10-1、12-1、14-1、64-1、65-1、65-1地先水路、66-1、67-1	群馬県邑楽郡明和町中谷331番地1 株式会社邑楽館林まちづくり 代表取締役 小野弘

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111